

平成29年度 第1回安城市男女共同参画審議会 会議録

日 時 : 平成29年6月30日(月) 10:00~12:00
場 所 : 安城市役所 第10会議室
出席委員 : 榊原委員、重田委員、市川委員、小鹿委員、小森委員、篠田委員、村田委員、嶺崎委員、大見委員、岩井委員、大澤委員、奥田委員、石原委員、(13名)
欠席委員 : 鳥居委員
事務局 : 三星部長、牧課長、澤田課長補佐、満島、神尾、太田、江口(株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所)
傍聴者 : なし

1 開会あいさつ

市民協働課長:

おはようございます。4月から市民協働課長を拝命しました牧と申します。よろしくお願いいたします。

委員の出席状況につきまして、本日、鳥居委員から欠席の連絡をいただきましたが、安城市男女共同参画審議会規則第4条第2項に規定しています委員の過半数以上に達しておりますので、審議会が成立しておりますことを、ご報告いたします。

事務局:

進行を務めさせていただきます、市民協働課の神尾と申します。よろしくお願いいたします。それでは、ただいまから平成29年度第1回安城市男女共同参画審議会を開催いたします。

〈市民憲章唱和〉

事務局:

今回より2名の方が新しく委員になりましたので、ご紹介いたします。町内会長連絡協議会副会長の大見博昭委員でございます。

委員:

初めまして。安城市新田町内会会長の大見博昭と申します。よろしくお願いいたします。

事務局:

続きまして、さんかく21・安城の会長である石原春代委員でございます。

委員:

今年から会長を務めさせていただくことになりました。昨年の実績など様々な書類を見させて

いただき、さんかく 21・安城のことが、ここで審議されていることに驚きました。よろしくお願いたします。

事務局：

また、第4次安城市男女共同参画プラン策定業務を委託しております株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所の江口様も、ご同席しておりますので、ご報告いたします。

〈資料の確認〉

2 会長あいさつ

事務局：

続きまして、榊原会長より、ごあいさつをお願いいたします。

会 長：

皆さま、おはようございます。お足元の悪い中お集まりいただき、ありがとうございます。今日は6月30日金曜日ですが、何の日ですかと聞かれましたら、どのようなことを思い浮かべるでしょうか。月末の金曜日なので、プレミアムフライデーです。消費の促進ということで始まった事業ですが、政治の世界が騒がしいので、ほとんど言われなくなってしまいました。ただ、働き方改革の一環としても始まった取組です。一部の企業でスタートしましたが、職種に関係なく働き方について考えることで、ワーク・ライフ・バランスにつながっていけばと思います。

本日は、第4次プランの施策体系を中心に審議をしていただきます。どうぞ、活発なご議論をしていただければと思います。よろしくお願いたします。

3 議題

事務局：

では、議題に入らせていただきます。ここからの進行は、榊原会長をお願いしたいと思います。

(1) 第3次プラン平成28年度実績報告について

会 長：

では、議事を進めてまいります。(1)第3次プラン平成28年度実績報告について、事務局より説明をお願いいたします。

〈事務局より、(1)第3次プラン平成28年度実績報告について説明〉

会 長：

ありがとうございました。今現在の目標値について評価を達成されているということですが、理想とする社会を目指すには、まだまだ時間がかかると思います。ただ、このような積み重ねが

大事であるということは、皆さん分かっていらっしゃると思います。

今の報告につきまして、何かご質問はございますか。

委員：

質問は、すでに出させていただきましたが、事前に送られてきた事務局の資料の中には、評価についての議論も行うと書かれていましたので、内容の評価について、2点意見を述べさせていただきます。

1点目は、検証指標についてです。3次プランの検証指標の中には、検証するにふさわしい指標なのかと疑問を持つものが含まれています。例えば、2ページの基本施策Ⅱ-3では「女性が会長を務めている老人クラブ数」や「さんかく21・安城の参加団体数」が、指標として挙げられています。各団体をどうこう言うわけではないのですが、果たして、これらが市民活動の男女共同参画促進にふさわしい検証指標なのでしょうか。4次プランでは、もう少し検証するにふさわしい指標を選ぶべきだと思います。

2点目は、評価結果についてです。1ページの基本施策Ⅰ-1の最初に「家庭生活の場が男女平等であるとする市民の割合」という検証指標がありますが、女性の割合が38.4%から26.9%に落ちており、最終年度の目標値が49%になっています。この場合、実績値に対する評価がDとなっているのは理解できます。しかし、3ページの基本施策Ⅳ-1では「DV啓発活動回数」の実績値が5回であり、目標値も5回なので、目標をクリアしているためAという評価になっています。これは、単に回数ごとの評価です。DV啓発に関する進捗の達成については分かりません。評価の仕方に統一性が必要ではないかと感じました。

事務局：

1点目の検証指標については、3次プラン策定時には、プランを進めていく上で数値的なものが必要だということで、半ば強引に数値を設定したものもあろうかと思っています。検証指標が本当にその施策を表しているのかという判断は、委員の皆さまにとっても難しい部分があるかと思いますが、4次プランの中でも指標を設定してまいりますので、その際にご意見をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

2点目の評価結果については、指標によっては回数をクリアしているのでA評価になっているものもありますが、これは数値にだけ着目して機械的に判断をしております。目標数値をクリアしているから施策を達成できているのかと言えば、確かに少し乱暴な部分もあったかもしれませんが、現時点では、まずは数値をクリアしているかどうかで評価いたしました。アンケート等では市民満足度を%で示しているものもあります。今年度で3次プランが終了しますので、施策の中身についても、全体の総括の中で触れていかざるを得ないと思っております。

委員：

さんかく・21安城の団体数も減ってしまい、評価がDになってしまいました。このような団体は、なかなか人が集まらず、それがとても問題です。ただ、努力はしていますので、ここでこのような形で評価をされるのは嫌だなと思いました。

会 長:

努力目標を設定して、その数値で判定してほしいところもあるということですね。

委員:

おそらく今の議論は、アウトプット指標なのか、アウトカム指標なのか、区別を認識した上で、どちらか分かるようにするべきという議論だと思います。多分、アウトカムを求められているのだと思いますが、アウトカムはとても難しいので、アウトプットでやらざるを得ないところもあると思います。それを明確にしてもらえれば、いいのではないのでしょうか。

事務局:

色々なご意見が出ましたが、全体の総括の中で検討させていただきます。

(2) 方針・施策決定における女性の参画状況等(平成29年4月1日現在)について

会 長:

続きまして、(2) 方針・施策決定における女性の参画状況等(平成29年4月1日現在)について、事務局より説明をお願いします。

〈事務局より、(2) 方針・施策決定における女性の参画状況等(平成29年4月1日現在)について説明〉

会 長:

ありがとうございました。ただいまの説明について、ご質問等ございますか。

委員:

女性が少ないというのは、結局、希望者がいないということですか。無意識のうちに、男性が女性の数を制限しているということなのでしょうか。

会 長:

女性の意識も、もちろんあると思います。

委員:

要は、市が指定した委員と、公募した委員が、どういう割合だったかということです。公募の女性が少なければ、女性の意識の問題があるかもしれません。充て職で市が指定した委員の場合は、女性の意識の問題ではないと思います。分かるなら、そこを区別してご回答いただければありがたいです。

事務局:

今回は女性率だけを出しておりますが、公募市民の割合がどれだけ入っているかという統計も

取っております。また、名簿から公募市民の男女比も分かりますので、次回から審議会の資料として提示させていただきます。

女性が少ない理由は色々あるかと思います。しかし、私は昨年度から担当させてもらっていますが、今まで公募委員が入っていなかった審議会等に、公募市民をいれてくださる担当課が少しずつ出てきています。その成果もあり、女性の割合が上がっているところもあります。市民協働課は、市民参加パートナーバンクというリストを持っており、それを提供する機会も近年増えております。庁内でも、少しずつ女性参画の考え方が浸透してきている感触はあります。ただ、すぐにどんと上がるものでもないので、今後も頑張っていきたいと思います。

事務局:

充て職については、それぞれの審議会で審議する内容にふさわしい方を選任しています。その際に、役職で追っていくと、色々な団体の役職や代表は男性が多いため、必然的に男性委員が多くなってしまいます。そのような中で、なかなか数字を押し上げられておりません。ただ、会長ではなく、ある程度、会を代表していただける方の中で女性がいらっしゃるならその方でもいいのではないかと、各課にもお願いをしています。各課で判断している部分もありますので、継続して働かきかけて参ります。

会長:

今、最後におっしゃられた「会長でなければいけないのか」というところが、世間ではあまり聞こえてこないと思います。町内会の代表である大見委員、何かご意見はございますか。

委員:

町内会長になると、色々な会議に出席することになりますが、どの会に行っても男性ばかりです。女性を制限しているわけではなく、女性も参加できるのですが、たまたま男性しかいないということだと思います。本来なら、男女平等であるべきだと思います。町内会の連合会議に出ても個性豊かな方が多いです。

女性が町内会長をすることもできると思いますが、色々なしがらみがあり、壁にぶち当たると思います。なかなかクリアできない部分があるかもしれません。偏見と言われれば、それまでですが、町内会長を男性がするよりも女性がする方が非常に難しいと思います。ただ、何が難しいのかと聞かれても、たくさんあり過ぎて答えられません。女性目線で町内会を運営すれば、非常にきめ細かくしていただけるのではないかと私は思います。それなら、女性を副会長や役員の中に女性を入れることから、町内会としてはスタートしていかねばならないと思っています。

ただし、町内会ごとにバラつきがあります。また、歴史の中でつくられていくものもあります。新田町は、町内会としては戸数も人口も多く、活躍されている女性もたくさんいらっしゃいます。女性に多く参加してもらえようお誘いするのですが、お断りになる方も多いです。色々な行事に対して男性目線ですべて決めてしまっているため、女性が参加してくれば、もう少し違う視点から見られる部分があるのではないかと思います。

長くなりましたが、今の段階では女性の町内会長は大変だということと、各町内会は要職に女性を採用されてはどうかということを思っております。

委員：

4 ページの最後の委員の数の割合ですが、平成29年4月1日現在で30.3%であり、やっと30%をクリアできたと感じました。この数字は、10年以上前からの目標値でした。徐々に上がってきたのは、市が随分努力をしていただいた結果だと思えます。公募市民でも、なるべく女性を選んでいただいていると感じます。また、自ら公募する女性が増えたこともあり、両方の相互作用で数値が上がったことを、とても嬉しく思います。30%をクリアできたことで、次へのステップになると思えますので、一つの通過点としてさらに高い数値を目指して頑張っていければと思います。

会長：

お褒めの言葉をいただき、ありがとうございます。他にご意見がないようですので、次に移らせていただきます。

(3) 第4次プランの骨子案について

会長：

続きまして、(3) 第4次プランの骨子案について、事務局より説明をお願いします。

〈事務局より、(3) 第4次プランの骨子案について説明〉

会長：

ありがとうございました。細かいところにつきましては議題(4)で説明があると思いますが、ただいまの(3)の説明について、ご質問等ございますか。

ないようですので、次に移らせていただきます。

(4) 第4次プランの施策体系(案)について

会長：

続きまして、(4) 第4次プランの施策体系(案)について、事務局より説明をお願いします。

〈事務局より、(4) 第4次プランの施策体系(案)について説明〉

会長：

ありがとうございました。ただいまの説明について、ご質問等はございますか。

委員：

2点、質問させていただきます。

1点目、基本目標3の「(2) 職場における女性活躍の推進」について、「職場」よりも「社会」

という言葉はどうかと思いました。「職場」は意味合いが狭まりますが、逆に、「社会」にすると広過ぎるようにも感じ、私の中で悩んでいる部分もあるので、皆様のご意見を伺いたく思いました。

2点目、同じ(2)のNo.18で「ビジネスコンシェルジュを通じた起業支援相談の実施」とあり、とてもレベルの高いことを始めるのだなと感じました。再就職の支援もされていますが、実際の内容はセミナーの開催等だと思います。再就職の窓口的なものは、市民の立場からは見えにくいので、受け皿をどこかにつくっていただくと、色々なところにつながっていくのではないかと思います。起業したいという強い思いがある人は、No.18の施策でいいと思うのですが、その前段階の人が行く場所があると、女性の就労が進むのではないかと考えています。

事務局:

市川委員が言われたコンシェルジュによる起業相談ではなく、その前段階というのは、正社員としての再就職ですか。それともパート等も含むのでしょうか。

委員:

両方です。正社員がいいか、パートがいいかは、実際の仕事内容を聞いてみないと分からないと思います。ハローワークまで行かなくても、安城市独自で女性の再就職を支援する窓口があるといいと思いました。

事務局:

パートの斡旋口は、さくら庁舎にあったように思います。

(確認したところ、地域職業相談室(平日午前9時~午後5時/さくら庁舎)を実施し、ハローワークの内容を閲覧するでき、相談に応じています。)

委員:

起業まではいかなくても、自分の潜在能力をもっと生かしたいと思った人が行ける場所があれば、もう少し女性の力を吸い上げることができるのではないかと思います。ハローワークは事務的なところなので、もっと女性の活躍を後押しするようなものがあればと思います。

委員:

就職することだけが女性の活躍ではないと思います。パートや正社員で勤めたり、起業したりもあると思いますが、もう少しグレーなところで、社会に出て活躍したいと思ったときの窓口なのではないでしょうか。それが、セミナーなのか、コンサル的なものなのかは分かりませんが、私も色々関わっており、講座の講師やコンサルをされている方を知っているので、ぜひそのようなものを安城市でも開きたいと思っています。豊田市や瀬戸市でも開催されています。

正社員で働くという道もありますし、起業という道もあると思いますが、それほど女性の中ではっきりしているわけではなさそうなので、そのモヤモヤをきちんと導いてくれるものがあればというのが、市川委員のご提案ではないかと思います。

会 長:

まずは、コンサル的な相談ができる場所があればということですね。

委員:

私も市川委員のご意見に同意します。起業支援は、資本金も必要ですし、経営のノウハウもないなかでハードルが高過ぎると思います。子育てを終えて社会に出て、自分の能力を生かしてみたいとなったときの窓口がほしいのだと思います。

「職場」と「社会」のどちらがいいかについては、内容的にも、女性の就労支援や女性農業者への支援なので、「職場」がいいと思います。

委員:

私も、市川委員のご意見に賛同します。そのような窓口が必要だと思います。この施策体系の中に入れるなら、No.19の「女性の就労支援・再就職支援等の実施」ではないかと思いました。No.18を新たに立てるというより、No.18のような事業をNo.19に入れ込む方が無理がないのではないのでしょうか。安城市で起業したいのでNo.18の事業が必要だという女性は、それほどいないと思いますが、No.19なら、とてもニーズがあると思います。ニーズがありそうな方に注力するのが現実的ではないのでしょうか。

委員:

新しくできたアンフォーレでは、エントランスや多目的広場でお店を出すことができます。小さなスペースを借りて、自分で手作りしたものを売ってみたいという人は、とても多いです。起業とまではいなくても、特技や身に付けたものを生かしたいと思っていっぱいます。そのような方たちを多目的室で紹介したり、また、スペースを使ってこのようなことをしてはどうか等の提案をしたりしています。このニーズは、とても高いと思います。

事務局:

小森委員が言われたように、ダイレクトに起業や就職に結びつく前に、社会に出て何か活動してみたいのであれば、市民活動センター等でも相談に乗ることは可能です。アンフォーレでマルシェを開く等、社会に出て人とふれ合う活動を広げていく中でも、少しずつ外へつながっていくのではないかと思います。No.19では就労に関する部分を包含し、社会に出てからサポートする部分に関しては、基本目標4の「男女の自立と共生・参画を進める環境の整備」等でも、対応することができます。まずは、入口になることができればと思います。

委員:

行政は縦割りなので、どこが担当するのかということが大きなネックではないのでしょうか。商工課か、市民協働課か、どこがやるのかをクリアしないと、なかなか難しい問題です。各課の業務間的なところだと思いますが、ぜひ連携を取る等して実現していただきたいと思います。

会 長:

市民相談も含め、相談窓口の周知を進める必要があると思います。

委員：

2点、申し上げます。

1点目、No.10の「教育現場におけるLGBTへの対応」についてですが、教員に対する研修や啓蒙の最終目標は、どう設定されているのでしょうか。教員までの周知で終わるのか、それとも、生徒に対しての啓蒙として、授業を通して教えるところまでを考えているのでしょうか。

2点目、No.29の「女性を狙う犯罪から身を守るための講座の開催」について、女性を狙う犯罪も多いですが、小中学生に対する犯罪が多いと実感しています。市民安全課から送られてくるメールにも、男子児童、女子児童を狙っている犯罪が多いので不安に思います。学校でも指導をされていると思いますが、家庭において親は「逃げなさい」くらいしか注意をできないので、そのようなところをもっと強化していただければと思いました。

委員：

今の村田委員のご意見に関連して、No.29について申し上げます。ジェンダーの専門家として言わせていただくと、性犯罪はおとなしくて何をされているか分からない子どもが狙われやすいです。一番のボリュームゾーンは、実は、若い女性ではなく子どもたちです。そのような意味では、No.29で行うようなことを基本目標2の「若年者への男女平等意識の定着」のところに入れ込めないかと思っております。

愛知教育大学は、教員への教育プログラムの中に子どもたちを守るための内容が入っていません。教員自体、知らないこともあります。先日、知立市において、臨時講師が子どもに対する強制わいせつで学校現場での犯罪として起訴されました。保護者の方は非常に気にされています。そのため、むしろどこかに入れるべきではないかと思えます。

No.10は、No.37と対応し、子どもたち以外のところでのLGBT等に対する理解促進が入っています。同じように、No.29に対応するようなものを、若年層の支援のところに入れ込んでいかねばならないと思います。性犯罪は、女性を狙う犯罪もありますが、男児も狙われます。男児が狙われた場合、性犯罪は女性を狙う犯罪というイメージがあるため、「言うてはいけない」という気持ちが女性よりも強く働くケースがあります。そのため、もう少し広い形で性犯罪的なものに対する対策をされた方がいいのではないかと思います。

会 長：

嶺崎委員が言われた通り、性犯罪について、もう少し大きく捉えることが必要だと思います。No.10のLGBTは、色々な方面で最近よく聞かれるようになりました。まず、正しく理解することが大切だと思います。学校の中でもそれらしい子どもさんがいるという話を時々聞きます。これからの大きな問題として取り上げていただき、ありがたいです。

事務局：

各小学校では、不審者対策として子ども向け防犯教室を実施しております。担当は市民安全課ですが、プランの中に入れることができるか検討したいと思えます。

委員：

防犯対策の内容のアップデートも必要ではないかと思います。「不審者が来たら逃げなさい」というだけでは不十分です。加害者は、実は6～7割が顔見知りです。全然知らない人に襲われるという想定だけでは不十分なところがあり、その辺りは、私もお手伝いできると思います。内容のブラッシュアップも含めて検討していただければと思います。

委員：

性犯罪の防止もそうですが、起きてしまう現状があると思うので、その後にはどうすればいいのか、例えばシャワーを浴びずに病院に行くということ等も教えています。親がしなくてはいけないことですが、相談窓口の周知も必要だと思います。

事務局：

委員からの質問で、LGBTへの対応は教員だけなのか、子どもに対してもするのかというところですが、学校教育課が教育の現場でどこまで踏み込めるかというところだと思います。ご意見があったことは、伝えたいと思います。具体的な取組の中で、どこまで教育委員会として考えているかは、またお知らせさせていただきます。

委員：

基本目標3の「(2) 職場における女性活躍の推進」のNo.22についてですが、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む企業を評価するというところで、優遇策を検討するということですが、今、私は碧海信用金庫で、愛知県の女性活躍推進の奨励金を企業に紹介したり、県の職員を招いた奨励金のセミナー等を開催したりしております。このようなものを紹介したり、さらに利用してもらったりするのか、独自のポイント制にするのか、助成金を設けるのかは分かりませんが、企業との連携も考えていければと思います

制度については、色々なところで周知を図っていくと思いますが、例えばチラシをばらまくのはもったいないので、チラシを自由にコピーしてもらったり、どんどん紹介してもらうために説明会を開いたりできればと考えていますので、企業との連携についてもプランに入れてもらえればと思います。

委員：

担当課の枠の中に、たくさんの課の名前が書いてあります。例えばNo.38では、市民課、市民協働課、商工課、学校教育課とあります。これらの課の横の連携はどうなっているのでしょうか。

それに関連して、No.25やNo.26の仕事と家事や、企業の有給休暇、No.36の介護離職ゼロ、この辺りの担当が人事課や市民協働課、商工課となっていますが、今後は育児も病気も介護もすべて自由に休みが取れるような形になっていければと思います。うまく横の連携ができているのだろうかという疑問に思いました。

事務局：

取組に対して、複数の課でそれぞれ取り組めることがある場合は、複数の担当課を挙げています。例えば、人権に関してはNo.38では「あらゆるハラスメントへの防止に向けた啓発」ということで4つの課が挙げられていますが、人権に関する会合を行っているかということ、今のところ行っていません。色々と進めていく中で、横の連携が必要な場合は、当然必要に応じて会議を設ける場合もあります。DVに関しては、やはり一つの課だけでは対応できないところもあるため、複数の課で定期的に対策等を検討しています。行政は縦割りがやむを得ないところもありますが、そこに何とか横串が通せるように、必要に応じて打ち合わせや協議を行いたいと思います。

会長：

必要であれば、横の連携も取っていただけるといいことですね。

委員：

基本目標2のNo.8、9、10辺りで、子どもたちに対しての周知を図るということですが、学校に入っている臨床心理士さんとの連携や、現実的に起きている問題を捉えて対応することが必要になると思います。学校での臨床心理士による相談は、かなりの頻度でチラシが入ります。こちらから発信することも大切ですが、一方的ではなく、子どもたちから今起きている現状を受け取るという相互作用ができるような項目を、どこかに入れることができればと思います。そのようなシステムができると、施策が、より生きたものになると思います。

委員：

私も先ほどの委員のご意見に同意します。出前講座もありますが、例えば「活躍」とか「輝く」とか「男女共同参画」という言葉に、違和感や、押しつけがましさを感じるとよく聞きます。出前講座も、どのようなことをするのか問題だと思います。こうでなくてはならないという古い考えの講座では、ズレているように思います。

会長：

教育現場では難しい問題が色々あります。人権を扱っている中でも、デートDVに関して高校生を対象に人権講話等をしているのですが、その中に被害者の方がいるかもしれないというデリケートな問題もあります。どの程度、周知を進めるのか、子どもたちにどう説明していくのか、今までの課題でもあり、今後の課題でもありますので、慎重に進めていただきたいと思います。

事務局：

ご意見のとおり、確かに、こちらからの啓発というベクトルのものが多いと思います。子どもから情報を吸い上げる、先生側が状態を把握するのは、日常の教育現場では当然の流れだと思っ
てはいるのですが、市民協働課がやれるやれないを判断するのは難しいので、そのようなご意見があったことを教育委員会に伝えたいと思います。

委員：

No.13とNo.28の関連についてお聞きします。No.13は「各種審議会等における女性委員の増

加に向けた取組」についてですが、資料2の2ページ、21の「防災会議」は、女性比率が非常に低いです。委員総数25人のうち女性が2人しかおらず8.0%となっています。No.28は「防災計画における男女共同参画の推進」となっていますが、このようなことを考えるには、防災会議にこそ女性委員がいなければならないのではないのでしょうか。そのような視点を、市の職員の方も持って取り組んでいただきたいと思います。

会 長:

ぜひ、働きかけをお願いいたします。

委員:

市の取組が色々と出ていますが、ざっと見ると、この半分以上の問題については、町内会にも相談があります。しかし、町内会には、色々な家庭から情報が入ってきますが、正確な情報や細かい情報は入ってきません。また、手段手法も分からず、専門職もいないため、正しい形で対応できているのかは分かりません。例えば、DVや福祉、防災の問題等、あらゆる問題が町内会には寄せられます。男女共同参画とは関係なく、小学校、中学校の問題もあります。子どもを守るための登下校のスクールガードをしていますし、町内の不審者にも注意をしております。おっしゃるように、女兒だけではなく男児も盗撮の対象になっています。町内会長になれば、当然のようにそのような問題がすべて引っかかってきます。自分たちには何の知識もないに、自分の今までの人生経験の中で対応せねばならないので大変です。

でも、市からは色々な要望がたくさん来ます。それに対応するのに精いっぱいです。市としては、色々なことに取り組まれているので、このような情報を、もっと町内会に出してもらいたいと一町内会長として思います。かなり役に立つと思います。

町内会長はまだ2年目なので、分かっていないことも多いですが、男女共同参画についても、もっとアピールするべきだと思います。これだけ、皆さんが議論をされているのに、その熱量が町内会にまで伝わってきていません。昨年1年やってみて男女共同参画の書面は1枚しか見ていません。男女共同参画に取り組んでいるという割には、町内会長としてはあまり認識がありませんでした。私は町内会が男社会だとは思っていません。私より先輩の女性も、たくさんいらっしゃるので、改めて町内会は男女共同で運営しているということを実感しました。

課長:

なかなかこのような機会がなかったのですが、プランのある程度の方向性が見えたところで、一度にすべての情報を提供すると大変だと思いますので、今ご指摘いただいた町内会に関係の深いところから、理事会等の場で勉強会として情報を提供させていただき、徐々に慣れてこられたら、プランを配布させていただきたいと思います。大見委員のような会長ばかりとは限りませんので、皆さんが驚かれないように、徐々に情報提供をして、ぜひ町内会からも男女共同参画の意識の浸透ができるように努力をさせていただきたいと思います。大変貴重なご提案をありがとうございました。

会 長:

大見委員の方からも、町内会長会議等で、このような場があることを少しお話していただけるとありがたいです。

委員：

大見委員の話聞いて、やはり町内会はあらゆる受け皿になっていると感じました。相談員を派遣する等、地域で具体的に解決できるような方法を考えられればいいのではないかと思います。町内会と市の架け橋になるような施策があれば、要望にも応えられるのではないかと思います。

会 長：

町内会は、本当に忙しいと思います。何かプランに入れることができればと思います。大見委員からは、何かございますか。

委員：

先ほど言われたように、すべての情報を町内会長が持っているわけではなく、町内会によっても違うため、一概には言えません。市は町内会にお願いばかりするのではなく、もっと色々な部分で寄り添っていただければ、一緒に解決していける問題がたくさんあると思います。ただ、それを拒否している町内会もあるかもしれません。すべて受け入れているところばかりではないかもしれません。住んでいる方も色々いらっしゃいますし、地域性やそれぞれの事情もあります。ただ、少なくとも私が会長を務める新田町内会は、すべて受け入れようと思っております。

色々な部分で相談を受けるのですが、やはり私では正確なことが言えないので、市へ相談しないといけないと思います。ただ、私たちも、市にその都度、連絡して聞くことができない場合もあります。市は課がたくさんあるので、どこへ相談していいのかも分かりません。以前は、子育て支援課に行く機会もあまりなく、おじさんにとっては入りにくいところで、なかなか近づけませんでした。当然、高齢福祉の問題もたくさんあります。町内会長として、もっと柔軟な対応をしながら、市と一体になってやっていきたいと思っております。

事務局：

ご質問内容を確認させていただくと、色々な現場に派遣をする相談員というのは、行政の職員なのか、地域の町内会の人なのか、どういう方を想定されていますか。

委員：

専門的にアドバイスができる方です。必要なところに派遣していただければと思います。

事務局：

個別で相談があれば、それぞれの担当の部署が相談させていただけると思いますが、仕組みにするのは人的な部分で難しいかもしれません。新たに相談員という位置付けをして、色々なところに出向く形にするのは、ハードルが高いと思います。

委員：

No.39に、「様々な相談事業の実施」と書いてあります。

事務局：

今、市役所では、人権擁護委員による相談や毎週水曜に女性相談等を行っており、No.39では、そのようなところを充実させることをイメージしています。ただ、そこから派遣することは、この中ではイメージをしていませんでした。

委員：

派遣というよりも、No.4の「出前講座の実施」の応用と考えていただければいいのではないのでしょうか。「地域、職場、学校園等において男女共同参画に関する出前講座を実施する」とありますが、これを町内会長の会に派遣していただいて、町内会長の皆さまに現状を理解していただければいいのではないかと思います。資料3の重点ポイント(4)は「町内会等、地域コミュニティにおける男女共同参画の推進」です。せっかく町内会からこのような方向が出たので、出前講座等で、このような場合は具体的にどう対応すればいいか等を、町内会長の方々に情報提供することができると思います。

事務局：

出前講座のメニューとして男女共同参画に関するものもあります。それに関して、声がかかれば出向かせていただきます。現行の制度でも対応させてもらえると思います。今、ご意見をいただいたように、その延長での相談も可能かもしれませんし、持ち帰る場合もあるかもしれません。

会 長：

地域の中での相談についてですが、私は市の人権相談をやっています。しかし、私たちのような相談員が、地元に戻って活動することが大切なのではないかと感じました。今後、相談員の立場で、考えていきたいと思います。

委員：

No.39ですが、ここが上手く機能していないと思います。今は、病院でも自分が病気になったときに何科にかかればいいのか分からないということで、総合内科ができました。実際に働いている先生は、すごく大変だそうですが、その辺りで全部つながってくる部分もあるので、一度引き受けて、そこから専門の方へ仕分けをするという作業も必要ではないかと思います。市民としては、どこに行けばいいのか分からないと思います。一度引き受けてくれる場所があると、市民は心強いと思います。

会 長：

総合窓口的なところが必要ということですね。事務局から、何かございますか。

事務局：

市民相談を毎日月曜から金曜まで北庁舎の1階で行っており、そこが総合窓口となっています。まず、市民相談の相談員がお話を聞き、担当課を紹介したり、法律関係ならば弁護士につなげたりしています。市民相談については、広報やウェブサイトにも掲載しております。また、中日新聞に折込しているホームニュースにも載せていただいています。

会 長:

もう少し周知に力を入れていただくということですね。

委員:

全体的に意見を取り入れていただいて、よくしていただいたなと思っております。最後のNo.44の「二次被害の防止に向けた市役所対応の強化」が継続で入っているのは、素晴らしいと思います。このような形で、お互いによくしていければと思います。ありがとうございます。

委員:

今日の審議のポイントに、表現の言い回しの修正と書いてありますので、少し異なる観点からの質問をさせていただきます。「具体的な取組内容」の「具体的な」は、どのような意味で使っているのかということと、「DVの啓発と早期対応」とありますが、この「対応」はどのような意味で使っているのでしょうか。

事務局:

「具体的な取組内容」は、我々のイメージとしては「施策」を受けて「取組・事業」があり、その中で、どのようなことをするかという大まかな内容のことです。

委員:

大まかな内容なら、「概要」ではないですか。

事務局:

取組の中身を、具体的に提示したものが右の欄になるため、使い分けをさせてもらっています。「対応」については、早期に対応するという事なので、アクションが起こったものに対してリアクションをしていくイメージです。

委員:

「具体的な」については、これまで色々な方から、これはやらないのか、これはどこに含まれているのかという質問がありましたが、具体的な取組内容に5W1Hを含めた「いつ・誰が・どのように・何をするのか」について具体的に書いていないため、この項目がどこに入るのかを聞いているのだと思います。

「対応」については、先ほどご説明していただいた通り、アクションがあったからリアクションをするという受け身表現であり、何かが起きてから、初めて何かをするという表現だと思います。この会は、自発的に女性が社会に参画していくような市を目指そうという趣旨のはずなので、

「対応」という言葉を使うことは相反する行為に読み取れます。顕著なのがNo.4 1で、「具体的な取組内容」と書いてあるのに、「DV被害者の早期対応を行う」と書いてあります。これは、具体的ではなく、かつ受け身でネガティブな表現だと思います。表現方法は変更すべきだと思います。

会長：

事務局の方で、可能な限り検討をお願いいたします。

事務局：

ご指摘ありがとうございます。色々な事例の場合が想定されますので、それに対して個別に対応していくのは難しい部分もありますが、今言われたことも含めて、もう少し具体的にできるところは検討させてもらいます。

委員：

無理難題かもしれませんが、今は計画の作り方が積み上げ方式です。本来は、最終年度にこのようにありたいという姿が先にあり、アウトカムとしての目標値があり、それに対して現時点から何をやるか、やらなければならないか、という目標値があり、それから具体的な施策に下りてくるのだと思います。今は、各課ができることを羅列して、それに対してこんなことができるということ積み上げていった上で、目標値をつくろうとしているように思います。その違いです。すぐにはできないと思いますが、やはりこの計画の最終年度には、このような姿でありたいというアウトカムをできるだけ数値化して、その数値を達成するために、アウトプットとして何が必要か、そのためにどんな施策をしなくてはならないかを考えていただきたいです。今はどちらかと言うと、積み上げ方式でやっているのだから、積み上げた結果、最終年度に我々が欲しているところが実現するかと言えば、なかなか難しいと思います。そうは言いつつ、現実的には、積み上げ方式でつくらざるを得ないということを認識した上で、進めていかねばなりません。

事務局：

バックキャスト方式では、たどり着く未来を描いて、それに向けて何ができるかというところからブレイクダウンしていくことだと思います。おっしゃる通りだと思います。ただ、男女のプランに関しては、過去からの継続があり、概念的な男女共同参画社会の実現ということが将来のあるべき姿なのですが、それだとボヤっとし過ぎているので、もう少し具体的な目標を掲げるべきだと思います。ただ、あくまでも最終的には男女共同参画社会の実現が目標であり、ボヤっとしている概念的なものに取り組んでいるというのが現状です。個々の取組の中で、未来を描けるものについては、採用していきたいと思います。参考にさせていただきます。

委員：

No.1 2の「赤ちゃん出会い・ふれあい交流事業の推進」について、お伺いします。前回でも、質問が出ており、それに対する回答が資料6の3にありました。しかし、やはりこの回答を見ても、なぜこれが男女共同参画のプランに入っているのか理解が難しいです。「子どもを産み育てることの重要性を学習する機会として、小中学生を対象とした赤ちゃん講座を開催し、小中学生と

乳幼児がふれあう機会を設ける」とあります。資料6では「本プランでは、児童・生徒が赤ちゃんと触れ合うことで、思いやり・認め合う意識を醸成し、若年層への男女平等意識の定着に寄与できる」とあります。「思いやり・認め合う意識を醸成し」まではいいのですが、「若年層への男女平等意識の定着に寄与できる」というところに、少し隔たりがあるように思います。赤ちゃんとふれ合えば、男女平等意識が育つかと言えば、そういうことではないように思います。この事業を、ここに入れていくのはどうなのでしょう。

委員：

途中が抜けていると思います。男女共同参画が最終目標だと思いますが、男女共同参画になるためには、子どもの権利意識を子ども時代に育てない限りは、男女共同参画はありえないと思います。子どもの権利意識を育てるために、赤ちゃんとのおふれ合いから、命の大切さや人権意識を理解し、その先に男女共同参画があるのではないかと思います。その説明がないと、なぜ赤ちゃんとのおふれ合いが出てくるのかという話になってしまいます。そのようなつながりの中で、このテーマが出てくるのではないかと思います。

会長：

本当に難しいと思います。男女共同参画の理想とする社会とは、いったい何なのでしょう。今は、男女関係なく色々な選択肢があります。でも、その基本は、偏見と言われるかもしれませんが、できれば結婚をして男性と女性が協力していくことを目指しているように思えます。ただ、独身で仕事を頑張っている生き方も、もちろん否定はしません。ただ、理想とする社会を考えたときに、すごく難しい問題ではないかと思います。理想とする社会は自由であると言ったときに、そうではなく結婚が基本だと言われる方もいらっしゃいます。そうになると、そこへ結びつけるために、間違った解釈をしている方もいますので、そのようなことを踏まえての赤ちゃんとのおふれ合い事業なのかもしれないと思いました。

委員：

前回、申し上げたと思いますが、赤ちゃんと1、2時間ふれ合っただけでは、命を大事にしないではいけないということや、赤ちゃんはかわいいで終わってしまうと思います。きれいごとで終わらずに、産後がいかに大変か、どれだけ育児が大変かを、小さい頃から知ってもらう機会をもっとつくって欲しいと提案させていただいたと思います。

事務局：

「赤ちゃんふれ合い事業」は2日間の講座で、1日目に子育てについての勉強をして、2日目に親子で来ていただいた方とふれ合い、グループワークのときにお母さんから苦労話等も聞くそうです。そのため、「かわいい」で終わっている講座ではないと思います。ただ、小さい頃からのいうと、また違った内容になってくると思いますので、担当課にどのようなことができるのか投げかけてみたいと思います。

委員：

厳しいことを申し上げますが、今「お母さん」とおっしゃいましたが、ここはお父さんと赤ちゃんが来ることは想定していないのでしょうか。

事務局：

平日に実施するため、お父さんと赤ちゃんが来るという話は聞きませんでした。

委員：

そこで、最初からお母さんが前提になっていることがおかしいと思います。しかも、先ほど会長がおっしゃったように、結婚や子どもを産み育てることが標準的な家族であるということ、市が施策の中で主張することはよくないと思います。多様な生き方があるということのほうがいいと思いますが、モデルケースとしてこうあるべきだとなると、市が特定の思想について後押しをすることになり、大変よくありません。そのような意見が出てくること自体が危ないと思います。子どもを産み育てるのはすごい、お母さんは偉いというように、母性の称揚に転化しかねない危険性があるということは、今の会議のご意見でも明らかで、そのようなものを男女共同参画の中に入れてしまうのは、どうかと思いました。今まで会議に参加して、そこまで思っていたわけではないのですが、今回の話し合いの過程で、ここに入れるべき事業ではないと強く感じました。

会長：

これについては、難しい問題ですが、また事務局で検討していただけますでしょうか。

事務局：

検討させていただきます。組み立ての問題であり、例えばこの事業をなくすとすると、施策(2)「思いやり、認め合う意識の醸成」がNo.11の「思春期保健の推進」1つだけになってしまうので、1つの施策を実現するのに1つの取組だけではどうかという部分もあり、その辺りも含めて検討させていただきます。これだけ見ると、何を目指しているのは分からないというのは、皆さんの中での共通意見だと思いますので、少なくともこの表現は何を指していたのかというところまで、踏み込んだ形でリライトしてみたいと思います。

委員：

施策2の(2)について、「思いやり、認め合う意識」という中で、同じ年代でのやり取りからも生まれてくるものがあるのではないかと思います。子どもは社会がとても狭いと思いますが、同じ年代の中でも違う地域との交流や意見交換等、子ども同士だから出てくるところもあると思うので、そういう事業があってもいいのではないかと思います。

会長：

表現の仕方を変えてみてはどうかというご意見だと思いますので、事務局でご検討をお願いいたします。かなり深く掘り下げていただいたと思いますが、全体を通じてのご意見は何かございますか。

ないようなので、次に移らせていただきます。

4 その他

(1) 市制65周年男女共同参画月間イベント「女性活躍推進フォーラム」(案)について

会 長:

(1) 市制65周年男女共同参画月間イベント「女性活躍推進フォーラム」(案)について、事務局より説明をお願いします。

〈事務局より、(1) 市制65周年男女共同参画月間イベント「女性活躍推進フォーラム」(案)について説明〉

会 長:

ありがとうございました。「女性の活躍推進」についての新しい企画ということで、楽しみにしていますので、よろしくお願いいたします。ただいまの説明について、ご質問等ございますか。ないようですので、次に移らせていただきます。

(2) 今後のスケジュールについて

会 長:

続きまして、(2) 今後のスケジュールについて、市民協働課長より説明をお願いします。

〈事務局より、(2) 今後のスケジュールについて説明〉

市民協働課長:

今日は身の引き締まる思いで、会議に参加させていただきました。ありがとうございました。

会 長:

以上を持ちまして、平成29年度第1回男女共同参画審議会を終了いたします。本日は、どうもありがとうございました。

以上